まちづくり推進課

7

89-3332

住

民

課

V

役員が決まりました自治振興連絡協議会の

TOPICSENEWS

高齢者叙勲 (旭日双光章) を受章されました



ました。松井さんは旧三和町議会議員を4期16年れました。また、旧三和れました。また、旧三和れました。また、旧三和れ、永年にわたり地方自れ、永年にわたり地方自れ、永年にわたり地方自 られ受章となりました。功績が顕著であると認め が旭日双光章を受章され 松井文夫さん (小畠)

今年も賑わう2012車輪村

台)と来場者で会場は賑わい、なヒストリックカーやスーパー 賞されていました。 なヒストリックカー て、「2012車輪村 4月15日、 豊松小学校グラウンドをメイン会場とし が開催されました。 訪れた人は興味深く鑑 カーの展示 今年も様々 (約130

当日は天候にも恵まれ、県内外からは大きな歓声が上がっていました。走行での走りの速さや排気音に、会員あるパフォーマンスや、GTカーのでエクストリームバイクショーでのは 県内外から訪 1カーのデモ1カーのデモ

れた4000人を超える来場者は、 した1日を車輪村で送りました。 なお、

域・学校などの各団体へ寄付されました。 このイベントの収益の一部は、

満喫





い戦争体験書き留めておきた

高齢者叙勲

(瑞宝双光章)

を受章されました

ました。

赤木さんは教育

が瑞宝双光章を受章され

赤木正さん

(いちば)

愛と情熱をもって永年に

わたり学校教育の充実発

展に尽力されました。

在職中、

いて、その後の教育の・就学前の幼児教育に、道徳教育・自然教在職中、力を注がれ

との思いで、 れました。 をし、今でも忘れられないことがたくさんあるので書き留めておきたい」 土史研究会)を読まれ、 昭和 今年3月に「赤子を背負い 「自分も北朝鮮で終戦を迎え、 北朝鮮からの帰国」を発行さ 厳しい戦争体験

ことになりま 19年、 児玉さんは結婚後北朝鮮に渡り、 した。 守さん 夫 年余り で終戦を迎える

を感じながらの、引き揚げまでの様子をつした。厳しく、時には国境を越えての人情助けられながら、約5日かけて帰国されま子どもと2人で食糧も無い中、異国の人にく(夫) は捕虜として連行され、生後間もない づられています。も感じながらの、助けられながら、



この体験記は、町内各小中学校、 ます 公民館、

児玉ミツコさん (牧) は昨年10月、

戦争体験記復刻増補版 (さんわ 郷

図書館に寄贈されてい



ついて、

在り方に多大なる影響を

与え、

その功績が顕著で

あると認められ受章とな

89-3334

国民健康保険税 納税通知書の送付方法が変わります

詳しくは、住民課税務係までお問い合わせください。していましたが、今年度からは、第1期から第10期までを一括して6月中旬に送付します。普通徴収(口座振替または納付書で納付)の場合、昨年度までは各期ごとに納税通知書を送付

特別障害者手当・

障害児福祉手当に

ついて

189-3335

【手当の額】

を受給することができません。
*いずれの手当も所得が一定以上ある場合は、
月額14,280円(手当額は、通常年

手当

(手当額は、

通常年

1 回

中成24・25年度神石高原町自治振興連絡協議会の役員が決まりました。
 最長 矢田貝光男 (安田)
 本月 大田貝光男 (安田)
 本川里士 (笹尾)
 中国島 義明 (草本)
 午豊松)
 午豊松)
 中島 義明 (草本)
 中島 義明 (草本)
 中島 本)
 中島 表明 (本津和)
 中島 表別 (小島)

●特別障害者手当 【対象者】

20歳以上で、身体又は精神に著しく重度の障の の場合には手当は支給されません。 ただし、次の場合には手当は支給されません。 ただし、次の場合には手当は支給されません。 の要とする方です。 のです。 のでは手がいがあるため、日常生活に常時特別な介護を がいがあるため、日常生活に常時特別な介護を のでは、次の場合には手当は支給されません。 のでは、次の場合には手当は支給されません。 のでは、次の場合には手当は支給されません。 のでは、次の場合には手当は支給されません。 のでは、次の場合には手当は支給されません。

手当の額】

月額2 月に改定されます。 260円 (手当額は、 通常年1 回

●障害児福祉手当

作る機会がな

11 方

ですね。 健康で楽しく過ごす

ために、

食べることは大切

男性料理教室を開催

課

☎89-3366

、ご参加ください。管理栄養士による男性料理教室を開催、一緒に料理してみませんか。日頃、料理を作っている方、作る機会

します

0

の男性

【対象者】 あるため、日常 方です。 日常生活に特別な介護を必要とすで、身体又は精神に重度の障がい るが

(2)肢体不自由児施設等に入所しているときことができるときことができるときながいを支給事由とする公的年金を受けれただし、次の場合には手当は支給されませ るん

▼特別巡回児童相談会のお知らせ

○対象 町内の男性
○対象 町内の男性
○対象 町内の男性
○対象 町内の男性
○持参物 エプロン・三角巾、米1/2合
・時間はいずれも午前10時~午後1時30分・時間はいずれも午前10時~午後1時30分・時間はいずれも午前10時~午後1時30分・するか。 参加を希望する方は、開催日の1週間前までに、保健課へご連絡ください。

○ところ○ところ 児童の育成に関するあらしつけ、発達上の問題、 三和公民館 6月29日 (金)午前10時~ 午後4時

らゆる相談の、不登校等

手当を返還していただく場合があります。 ・住所、氏名などが変わったとき ・母給資格がなくなったとき ・母給資格がなくなったとき ・母給資格がなくなったとき ・母給資格がなくなったとき ・母給資格がなくなったとき があります。 届 うる必要

なくなった場合

【手当の支払い】

れます。 手当は認定な 8、11月の年4回に分けを受けると、認定請求を て支給さ

わせください、 11 福祉 課又は支所町民課へ 、お問 11

(金) までに福祉課へお申し込みください。に応じます。相談を希望される方は、5月福山こども家庭センターの職員が個別に 25相日談